

高効率照明の導入にかかる CO₂排出削減量の 算定方法報告書に関する第三者認証報告書

綜警電気工事株式会社
代表取締役社長 吉川 秀雄 殿

2011年4月29日

認証の対象と目的

株式会社日本スマートエナジー（以下、「当社」という）は、綜警電気工事株式会社（以下、「綜警電気」という。）からの委嘱に基づき、綜警電気が作成、公表する「高効率照明の導入にかかる CO₂ 排出削減量の算定方法報告書 平成 23 年 4 月 29 日」（以下、「算定方法報告書」という。）に関して認証業務を行った。

本認証業務の目的は、算定方法報告書に記載されている「CO₂排出削減量の算定方法」が国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）の承認削減方法論 006 及び 006A を参考にして適正かつ客観的に合理的であるかについて、以下の点において独立の立場から結論を表明することである。

- 1) 算定方法報告書の作成において綜警電気が採用した算定方法策定の基準が客観的に合理的なものであるか。
- 2) 算定方法報告書の構成、考え方および算定方法を構成する具体的構成要素が、算定方法報告書の目的および算定方法策定の基準に合致し、客観的に合理的であるか。

同算定方法報告書は、綜警電気の責任のもとに作成されたものであり、当社の責任は独立の立場から結論を表明することにある。

実施した手続の概要

当社が本認証業務において行った手続の概要は以下のとおりである。

- 1) 綜警電気本社を訪問し、綜警電気の採用している高効率照明の導入にかかる CO₂ 排出削減量の算定方法に関する全般的状況の質問、及び関連資料の閲覧を行った。
- 2) 算定方法報告書に利用されている情報収集に関する綜警電気の方針、基準及び情報収集に関する質問を行った。
- 3) 算定方法報告書の策定において綜警電気が参照した資料を入手し、その内容を確認し、算定方法報告書への適用の合理性について確認した。

結論

当社の結論は、以下のとおりである。

- 1) 算定方法報告書の作成において綜警電気が採用した算定方法の基準は、客観的に合理的である。
- 2) 算定方法報告書の構成、考え方および算定方法を構成する具体的要素は、算定方法策定の基準に合致し、客観的に合理的である。

株式会社日本スマートエナジー

代表取締役 豊田 麻友美



2305001